

主な手続き一覧（市役所関係）

住民登録・戸籍

●住民登録

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
住民登録	世帯主変更	亡くなられた方が、世帯主であり、亡くなられた方を除き15歳以上の方が同世帯に2人以上いる場合、世帯主変更届が必要です。 (15歳以上の方が1名の世帯となる場合、世帯主は自動的にその方に変更されます。) 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 同一世帯員	・本人確認書類 ・委任状(別世帯の方が手続きする場合)	市民課 住民登録係 1階 3番窓口 内線 345
印鑑登録	印鑑登録証の返還	亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、廃止の手続きは不要ですが、印鑑登録証又は印鑑登録手帳は返還をお願いします。	・印鑑登録証 又は 印鑑登録手帳	
個人番号	マイナンバーカード(通知カード)	亡くなられた日をもって自動的に廃止になりますので、返却する必要はありません。しばらく保管し、必要がなくなったら破棄してください。		

●戸籍

戸籍	戸籍証明書の請求	戸籍証明書(戸籍(除籍)謄本・抄本等)は本籍地で発行が可能です。当市に死亡届出された当市本籍の方の戸籍証明書は、届出日の翌営業日以降4営業日目から交付が可能です。本籍地や届出地が当市以外の場合は、戸籍記載までに更に日数を頂戴します。詳しくは本籍地へお問い合わせください。	市民課 窓口サービス係 1階 2番窓口 内線 342
	本籍地以外の戸籍証明書の請求(広域交付)	本人又はその配偶者及び父母、祖父母、子、孫等の直系親族に限り、本籍地の市区町村以外でも戸籍証明書の請求・発行が可能です。 【注意事項】 ・直系親族の方が直接窓口にお越しください。(委任状不可) ・本人確認書類はマイナンバーカード、運転免許証等、官公庁発行の顔写真付き身分証明書に限ります。 ・個人事項証明書(戸籍抄本)は広域交付の対象外です。 ・相続等で直系親族の出生から死亡までの連続した戸籍証明書を請求される場合、本籍地への照会等の理由から、即日交付できない場合があります。	

年金

●各種年金

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
年金	国民年金	国民年金加入者・受給者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 加入状況により手続きや必要なものが異なるため、詳しくは担当課又は年金事務所へお問い合わせください。	市民課 国民年金係 1階 6番窓口 内線 401・402 年金事務所 (P15参照)
	厚生年金		
	共済年金	各共済組合にお問い合わせください。	
	農業者年金	農協の各支店窓口又は農業委員会事務局(内線 773・774)にお問い合わせください。	

※年金は主に年金事務所(事前予約制)にてお手続きいただくため、窓口では手続きに係る持ち物の説明のみになります。ご了承ください。